

平成16年版 労働経済の分析 (抄)

(平成16年9月10日閣議報告)

第Ⅱ部 雇用の質の充実を通じた豊かな生活の実現に向けた課題

第1章 経済社会の変化と雇用の現状

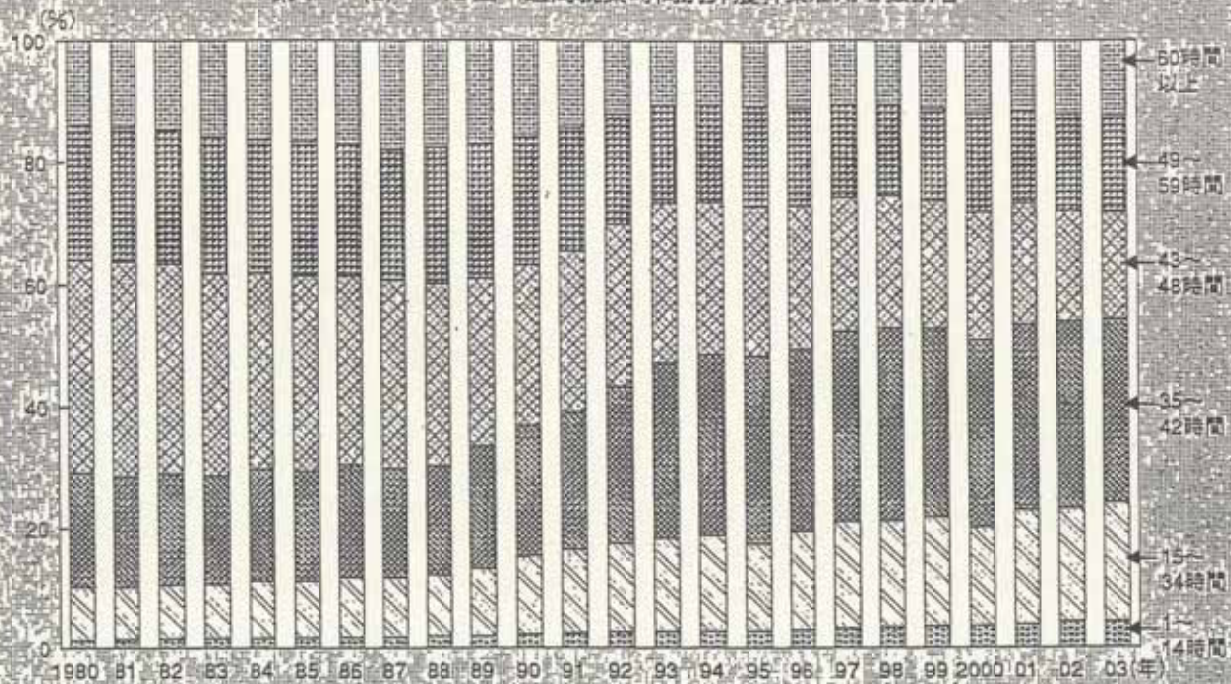
第2節 経済社会の変化と労働者生活

2) 労働時間

(進む労働時間の分散化)

我が国における総実労働時間は、第Ⅰ部でもふれたように、1988年の改正労働基準法の施行を機に減少傾向が続いているが、その内訳をみると、近年では労働時間の短い労働者と長い労働者の双方の割合が同時に上昇しており、労働時間の分散化が進んでいる。週間労働時間階級ごとの雇用者割合をみると、週43～48時間層の割合は長期的に低下を続け、また週35～42時間層の割合も1998年以降は低下傾向に転じている一方、週35時間未満の者の割合は長期的に上昇し、また週49～59時間及び60時間以上の者の割合も1998年以降上昇傾向となっている(第1-(2)-12図)。

第1-(2)-12区 週間就業時間別非農林業雇用者数割合



資料出所 総務省統計局「労働力調査」
 (注) 休業者を除く従業者総数に占める割合。

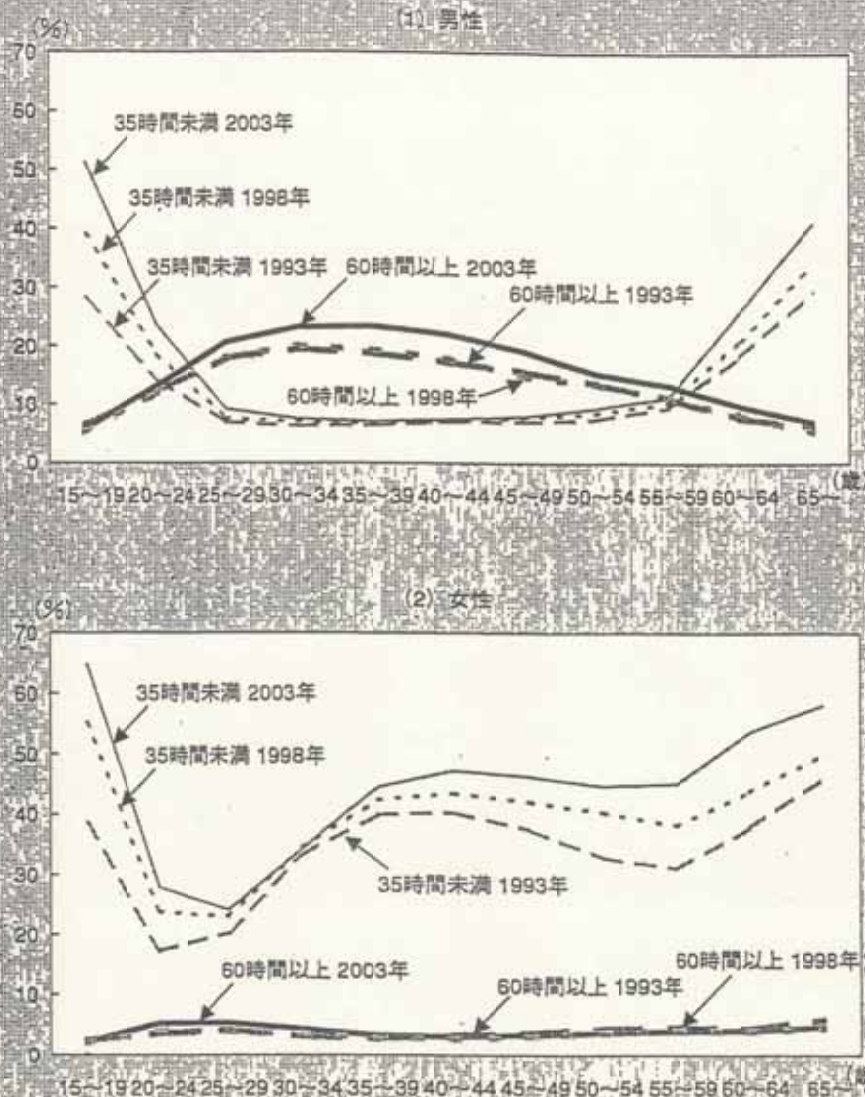
(労働時間の長い労働者は働き盛りの男性や運輸業に多い)

労働時間のばらつきがどのように広がっているかについて、より詳細にみてみよう。週の労働時間が60時間以上及び35時間未満の者の割合について、まず非農林業雇用者の性・年齢別にみると(第1-(2)-13図)、男性では、週60時間以上の者の割合は15~19歳層を除き上昇しているが、特に働き盛りの25~49歳層においては、もともと週60時間以上の者の割合が高かったものが、近年更に大きく高まっている。これに対して週35時間未満の者の割合の上昇はすべての年齢層でみられ、特に若年層と高齢層で大きい。一方女性については、週60時間以上の者の割合は20~39歳層でわずかに上昇しているがそれ以外は低下しており、週35時間未満の者の割合は30~34歳前後でやや上昇が少なくなっているほかは各層で大きく高まっている。このようにみていくと、労働時間の長い労働者の割合の上昇は主に男性の働き盛り層においてみられ、それ以外はおおむね労働時間の短い者の割合が高まっているといえる。

次に雇用者の産業別にみると、週60時間以上の者の割合は運輸業で特に多く、次いで飲食店、宿泊業、建設業、情報通信業、卸売・小売業の順となっている。このうち飲食店、宿泊業及び卸売・小売業は週35時間未満の者の割合も高く、産業内の労働時間のばらつきが大きくなっていると考えられる(付1-(2)-9表)。なお、運輸・通信業や建設業、卸売・小売業、飲食店で週60時間以上の労働者が多い傾向については、時系列で比較してもあまり変化はみられない(付1-(2)-10表)。

さらに雇用者の職業別にみると、週60時間以上の者は運輸・通信従事者や販売従事者、技術者、管理的職業従事者で特に多くなっている。このうち技術者は、この10年間で週60時間以上の者の割合が5.6%ポイント高まっており、他の職業と比べても特に労働時間の長い労働者の増加が著しいといえる。一方で、週35時間未満の者の割合は家庭生活支援サービス職業従事者、

第1-(2)-13図 年齢階級別 35時間未満及び60時間以上雇用者の割合



その他のサービス職業従事者、労務作業で高く、特に家庭生活支援サービス職業従事者における週35時間未満の者の割合は、この10年間で16.4%ポイント高まり、2003年には従業員の69.6%に達している（付1-(2)-11表）。

就業形態別にみると、雇用者のうち正規の職員・従業員においては、10年前と比較して週60時間以上の者の割合が大きく高まり、2003年には14.3%となっているが、週35時間未満の者の割合も9.9%まで高まっており、労働時間の分散化が進んでいる。一方で、パート・アルバイトは、もともと週35時間未満の者の割合が圧倒的に多いが、この10年間でみるとその傾向がやや強まっている。自営業主や家族従業者は週60時間以上の者の割合も週35時間未満の者の割合も就業者平均より高く、労働時間のばらつきが大きくなっている（付1-(2)-12表）。

(労働時間別にみた生活時間の違い)

労働時間の長さは、生活時間の使い方にも影響を及ぼす。そこで、週の労働時間が60時間以上の者と35時間未満の者の生活時間について、就業者平均とどのように違うかを男女別にみる